

島下郡殖村駅を考える3

- 殖村駅設置前史の検討 -

高村 勇士

1. はじめに

本稿は、奈良時代初頭に島下郡域に設置されたと考えられる殖村駅（以下、「殖村駅」という。）に関する考察である。本稿の主題は、殖村駅の設置についてであり、次に掲げる『続日本紀』和銅4年（711年）正月丁未条の再検討でもある。

史料1 『続日本紀』和銅4年正月丁未条

始置_レ都亭駅、山背国相楽郡岡田駅、綴喜郡山本駅、河内国交野郡楠葉駅、摂津国島上郡大原駅、島下郡殖村駅、伊賀国阿閉郡新家駅_ニ。_{（註1）}

この主題に対して、本稿においては、殖村駅設置以前の三島や島下郡、又はこれまでの研究により殖村駅が設置されたと考えられている耳原や太田などの地域（高村2021）に焦点を絞って検討したい。このとき、後述するように「三島竹村屯倉」（以下、「竹村ミヤケ」という。また、史料に表れる「屯倉」「官家」などについては「ミヤケ」という。）が同地周辺に比定されることが想起される。竹村ミヤケについては、先学の多くが様々な視点から注目されており、自治体史の編さんなどにより、地域史の視点から詳細に紐解かれた研究もある（狩野1977、櫛木2012、市2022）。本稿においては、殖村駅設置前史についての検討の一部として、竹村ミヤケが殖村駅的前提として関係するかという具体的視点から検討したい。

2. 竹村ミヤケ研究の現状

竹村ミヤケについては、その設置経緯が『日本書紀』に比較的具体的に記載されるため、先学によって注目され、数多くの重要な指摘がなされている。まずは、竹村ミヤケについて先学の指摘されるべきところを学び、整理したい。

ミヤケやミヤケ制については、多くの研究が蓄積されている。近年では、6世紀ごろの地方豪族に対する倭政権の政治的支配の拠点とする館野和己氏の理解が一般的見解であろう（館野1978・1991・1992）。ただし、木簡などの資史料の増加や研究の深化によって「大化改新」に対して肯定的な評価が強調されることなどを契機に、大化前

代のミヤケについても再検討され、国造の倭政権に対する貢納の拠点としての性格が強調されている（仁藤2012など）。

竹村ミヤケを検討するための基礎史料として、以下の史料2・3が挙げられる。

史料2 『日本書紀』安閑天皇元年7月辛巳条
詔曰、皇后雖_レ躰同_レ天子_ニ、而内外之名殊隔。亦可_レ以充_レ屯倉之地_ニ、式樹_レ椒庭_ニ。後代遺_レ迹。迺差_レ勅使_ニ簡沢_ニ良田_ニ。勅使奉_レ勅、宣_レ於大河内味張（更名黒椽。）_ニ曰、「今汝宜_レ奉_レ進_レ膏腴雌雉田_ニ。味張忽然恠惜、欺_レ誑_レ勅使_ニ曰、「此田者、天旱難_レ溉、水潦易_レ浸。費_レ功極多、收穫甚少。」勅使依_レ言、服命無_レ隱。_{（（）内は双行割注）}

史料3 『日本書紀』安閑天皇元年閏12月壬午条

行_レ幸於三島_ニ。大伴大連金村從焉。天皇使_レ大伴大連問_レ良田於県主飯粒_ニ。県主飯粒慶悦無_レ限、謹敬尽_レ誠。仍奉_レ献上御野、下御野、上桑原、下桑原并竹村之地、凡合肆拾町_ニ。大伴大連奉_レ勅宣曰、「率土之下莫_レ匪_レ王封_ニ、普天之上莫_レ匪_レ王域_ニ。故先天皇建_レ頭号_ニ、垂_レ鴻名_ニ。広大配_レ乎乾坤_ニ、光華象_レ乎日月_ニ。長駕遠撫横_レ逸乎都外_ニ。瑩_レ鏡区域_ニ充_レ塞乎無_レ垠_ニ。上冠_レ九垓_ニ旁濟_レ八表_ニ、制_レ礼以告_レ成_レ功作_レ樂以彰_レ治定_ニ。福応允臻、祥慶符_レ合於往歳_ニ矣。今汝味張率土幽微百姓、忽爾奉_レ惜_レ王地_ニ、輕_レ背使乎宣旨_ニ。味張自今以後勿_レ預_レ郡司_ニ。」於_レ是県主飯粒喜懼交懷、迺以_レ其子鳥樹_ニ送_レ大連_ニ為_レ僮豎_ニ焉。於_レ是大河内直味張恐畏永悔、伏_レ地汗流。啓_レ大連_ニ曰、「愚蒙百姓罪当_レ万死。伏願、毎_レ郡以_レ饗_レ丁春時五百丁、秋時五百丁_ニ奉_レ献_レ天皇_ニ。子孫不_レ絶籍_ニ此祈_レ生永為_レ鑑戒_ニ。別以_レ狭井田六町_ニ賂_レ大伴大連_ニ。」蓋三島竹村屯倉者、以_レ河内県部曲_ニ為_レ田部_ニ之元於_レ是乎起_ニ。

これらの史料から先学によって指摘されている点を以下に整理したい。

①地名と竹村屯倉の位置

史料3には、三島県主飯粒の献上した土地について「上御野、下御野、上桑原、下桑原并竹村之地、凡合肆拾町。」とあり、「御野」や「桑原」、「竹村」という地名が注目される。ここに見える地名の中で、「桑原」は現在も大阪府茨木市桑原に認められ、当地が「上桑原」「下桑原」に比定される。ただし、現在の桑原は安威川が山間部から平野部への出口にあたり、山に挟まれた狭隘な地であることから、田地とするには否定的な見解がある（彌永1980、丸山1975など）。

「御野」については、摂津国西成郡三野郷など異説もあるが、桑原の南に耳原があり、現在「みのはら」と呼ばれることから、当地に比定される（門脇1991）。また、森田克行氏は、「御野」を「御藍野」から「藍」が省略されたものとし、「藍野」に比定される。森田氏が説く「藍野」は、富田台地を指す（森田2017）。

「竹村之地」については、「竹村」に通じるものとして、正倉院文書 続修別集3-11(2)裏にみえる「島上郡高於郷」が指摘される（門脇1991）。また、『和名類聚抄』の島上郡に「高上郷」が見える。これを「高生郷」の誤りと見る説（『日本地理志料』）や、タカフの訛ったものとして「高上」「高於」と書いて「たかお」と読むと見る説（門脇1991）、先の「高於」が「高於上」「高於下」に上下分割され、それが二字地名化したことによると想定する説もある（市2022a）。この高上郷



図1 竹村ミヤケ関係地名〔縮尺1/120000〕
 (国土地理院電子地形図25000を改変して作成)

については、奈佐原・氷室・土室・宮田のあたりとする説があるが確証はない（櫛木2012）。

このほか、現在の地名に残る竹村ミヤケの痕跡として、芥川の東に位置する高槻市上田辺、下田部、芥川の西に位置する西五百住、東五百住などの地名が注目される。これらの土地は、後の島上郡衙など三島県主氏の拠点の南東及び南に位置し、河内から来た田部が定住した地として考えられている（狩野1977など）。さらに、高槻市桃園町の上田部遺跡では、奈良時代の水田や建物跡が確認されており（原口1978）、花粉分析の結果、検出した水田以前にも近辺において水稻耕作をしていたと指摘される（徳丸1970）。これらの関連地名の分布などから、竹村ミヤケの実態は、三島地域の政治的・交通上の重要性から、安威川右岸地域から芥川流域まで比較的広域に諸施設を分散させ、王権がこの地を抑えようとしたものと評価されている（門脇1991、網2005、柴原2022など）。

また、茨木市の「太田」、「穂積」などについても注目される（櫛木 2012、市 2022a）。茨木市太田は、安威川左岸に位置し、耳原の対岸に位置する。田に対して「大（太）」を付す地名はミヤケの存在を強く暗示しているとされる（註2）。この太田は、『播磨国風土記』に「三島賀美郡」と見え、後の島下郡から島上郡に広がっていた地名と考えられる。このことから太田は国・郡設定以前から存在した地名であり、ミヤケの設置に由来すると考えられている。また、茨木市穂積は、島下郡に「春米寺」が見えること（『日本霊異記』上巻第27）、ミヤケには春米部が設定されること、『新撰姓氏録』左京神別に春米連と穂積連が同族氏族と見えることなどから、ミヤケ関連地名と想定されている。ただし、茨木市と摂津市にまたがる「三宅」地名については、その地理的環境から否定的に捉えられる。

②土地と労働力

40町の土地は三島県主氏が献上した。ここで献上した土地は、大伴金村より良田を問われて献上しているため、田地と考えられる。この田地に対して、大河内直氏が毎年春と秋に「河内県」の鑿丁毎郡500丁を天皇に献上した。この献上した鑿丁が竹村ミヤケの田地経営の労働力であった。春と秋の農繁期に充てられることから、これらの鑿丁はすぐれた鉄クワを持った役夫とされる（直木 2009、市 2019）。また、これらの鑿丁は農作業以外にも、周辺での土木工事等にも投入され、竹村ミヤケの拡大発展に寄与したと考えられる（栄原 2022）。これらの鑿丁以外にも、春秋に限定されない、より日常的な労働力として三島県主が差配する労働力があつたと想定される（舘野 1992）。

③凡河内直氏と三島県主氏

凡河内氏については、西摂地域に中心的な拠点があり務古水門などを拠点とし、水上交通などを利用し、6世紀以後には三島や河内に進出したとされ、渡来系氏族を統括していたと考えられる（吉田 1973b、溝口 2019）。

三島県主氏も三島の「良田」を含む土地を把握しており、三島を統治する有力豪族と考えられる。高槻市の弁天山古墳群が三島県主氏の墓域とされ、三世後半以後連綿と古墳が築造されている。後には島上郡の郡領氏族として見える（吉田

1973a、狩野 1977）。

凡河内氏は三島県主よりも広域に、優勢に統治したものとえられるが、両者は独自に「良田」の献上について対応していることから、明確な上下関係はなかったとされる（櫛木 2012、市 2022a）。

④起源説話として史料2・3

史料2・3は「蓋三島竹村屯倉者、以河内県部曲為田部之元於是乎起。」とあるように、『日本書紀』編纂時またはその原形が作られた段階で現実に行われていた慣行の起源説話として書かれたものと指摘される（吉田 1973b）。仁藤氏は、この起源説話を「郡司」任命の否定は取り消されたとする逆説的説話とし、凡河内直氏が譜第郡司として公認される歴史的根拠となったと想定される（仁藤 2012）。

また、この説話には「郡司」などの大宝令制以後の表記も認められ、その程度は不明ながら潤色が認められるが、三島におけるミヤケの設置や経営形態については根拠のあるものとして概ね受け入れられている（彌永 1980）。

⑤考古学の成果

安威城跡の発掘調査によって、6世紀後半に属する火処遺構（竈あるいは炉跡と考えられる焼土遺構）が10基検出されており、そのほとんどは対応する明瞭な施設は確認されず、屋外もしくは簡単な上屋構造がともなっていたものと想定される。これらの成果から、三好玄氏は、安威城跡で検出された遺構群は「通年で居住する安定的な集落というよりも、仮設的な施設を備えた臨時的な宿营地といった性格を想定すべき」と指摘され、竹村ミヤケと対照して理解できる可能性を示唆された（三好 2014）。

また、菱田哲郎氏によると、安威遺跡では、朝鮮半島系の土器が出土することや、壁立建物が検出されること、鉄滓など鍛冶関連遺物が出土していることなどから、朝鮮半島からの渡来人が居住しており、この渡来人が先進的な技術により堰の建造や水路の開削をおこない、安威川周辺を開発した可能性が高いとされる。この開発によってできあがった「良田」が王権によって竹村ミヤケとして管理されたと理解される（菱田 2012a）。また、太田廃寺出土瓦が河内寺と同範の瓦とされることから、三島の太田と河内の密接な関係が想定され、

これは「河内県」の鑿丁の存在を背景としている可能性があるとする（菱田 2012b）。

⑥その後の竹村屯倉

大化の改新を経て律令制の導入により、竹村ミヤケの田地の一部は天皇供御料田として畿内に設定された屯田、官田として引き継がれたと考えられている。養老令には摂津国に官田 30 町が設定される。この官田が『延喜式』の頃までに国営田と省営田に分割され、省営田が屯倉の田の系譜を引いているとされる。また、竹村屯倉の存在した三島においても、省営田が大炊領御稻田となったと考えられ、南北朝期の大炊領御稻田は富田や溝杭などに見える。これらも、竹村ミヤケの名残と考えられる可能性がある（榎木 2012、市 2022d）。

以上のように、竹村ミヤケについて多くの指摘がなされる。これらの指摘を基礎に、節を改めて竹村ミヤケを再検討し、私見を提示したい。

3. 竹村ミヤケの範囲

前節で整理した先学の指摘を基礎に、竹村ミヤケの位置と範囲について検討したい。先学においては、関係地名が安威川左岸から芥川東岸に及び、比較的広域に捉えられ、ミヤケを構成する各施設が分散していたと考えられている。以下、関係地名について再検討したい。

茨木市桑原は、現在「くわのはら」と呼ばれる。中世や古代においてこの地名が当該地に根付いていたかどうかは、現在のところ不明である（註3）。その位置は、安威川が平野部に出る直前の狭隘な土地にあり、明治期には安威川がS字に蛇行した内側（左岸）を田地としていた（茨木市史編さん委員会 2004）。桑原村誌によれば、明治期の村内には田 19 町 1 反 6 畝 12 歩、畑 2 町 8 反 10 歩があった（註4）。安威川が蛇行した内側で行われた桑原遺跡の発掘調査では、7世紀初頭から第3四半期までに集中的に造られた桑原西古墳群が確認されている。弥生土器もわずかに出土し、古墳築造以前にも生活の痕跡は認められてはいるが、古墳下部を保存するため下層の調査は行われていない（大阪府教育委員会 2008）。7世紀初頭に古墳を築造したことを考えると、竹村ミヤケ設定以後において、安威川が蛇行した内側は未だ田地とされていなかったと想像される。このように考えられるのであれば、現在の桑原に大き

な田地は見出し難く（註5）、この位置比定に問題がなければ、三島県主が献上した「上御野、下御野、上桑原、下桑原」は田地ではなかったと考えられる。近世の一ノ堰、五社堰の起源が古墳時代に遡る可能性を示唆する見解もあり（菱田 2012a）、王権が政治的に取水に重要な地を掌握する目的があったという先学の解釈に納得させられる。

次に、「上御野、下御野」の比定地である茨木市耳原を検討したい。「耳原」は『勝尾寺文書』に見え、13世紀には「耳原村」として見えるが、それ以前については不明である（註6）。近世耳原村は、安威川と茨木川に挟まれた埋没低位段丘上にあり、天保14年（1843年）の耳原村明細帳によると、田地は42町4反1畝28歩であり、畑地は8町16畝15歩であった。同年の耳原村絵図を見ると、畑地は居村の北と耳原大池南東にあるのみで、そのほかの多くは田地であったことがわかる（上田 2016）。なお、居村の北の畑地のあった地域には「山」が描かれる。その「山」は畑地であった部分を含めて、近現代の大規模な開発により、耳原古墳などを残して平坦に造成されたと考えられ、現在においても耳原古墳の位置する地域は、田地化された土地より標高が一段高い。また、畑地となっていた地点での発掘調査では、企画的に配置されたと考えられる古代の総柱建物が3棟検出されている（富田 2021）。おそらく、近世において畑地であった部分は、奈良時代においては、田地化を免れ、住居やクラなどが建てられていたと推測される。このように考えると、史料3の「御野」を茨木市耳原付近と比定するならば、現在の西国街道以南の土地、若しくは耳原と安威川に挟まれた十日市町あたりの土地が献上された「上御野、下御野」の「良田」とするに相応しい。ただし、桑原がそうであったように、耳原についても「田地」と捉えるだけではなく、交通の要衝をおさえる政治的拠点としての役割にも留意する必要がある。近世には西国街道が村内を通り、古代官道についても同様ルートが想定されている（高村 2021）。

「竹村」については、先述の通り後の島上郡高於郷を含む地名と考えられる。安威川右岸地域と島上郡高於郷という重なり合わない地名について考えるとき、ミヤケの名称として、人間集団の供

給地を示す広い名称と、貢納奉仕の場所を示す拠点的な名称の二つの呼称があったとされる仁藤氏の見解が参考になろう（仁藤 2012）。竹村ミヤケの場合、人間集団は河内県の春秋毎郡 500 丁の鑿丁と三島県主が徴発した恒常的な役夫であり、貢納奉仕の拠点は、王権が政治的にも押さえたと考えられる「上御野、下御野、上桑原、下桑原」の地と考えられる。このように考えると、三島竹村は人間集団を供給した三島県主が拠点を置く地の呼称と考えられるのではないだろうか。

次に高槻市上田辺、下田部について検討したい。起源を説いていることから『日本書紀』編纂段階には、「三島竹村」に河内出身の「田部」とされる集団が存在したと考えられ、上田部遺跡の成果がこれに符合する。ただし、上田部遺跡の調査結果は、奈良時代の状況を明らかにするが、それ以前については明確ではない。花粉分析によってそれ以前の水稻耕作が認められたとしても、奈良時代以前に田部が定住したとするには飛躍があるように思える。安威城跡の調査成果を積極的に竹村ミヤケに引きつけるとすれば（註 7）、当初鑿丁は安威川右岸地域を中心に投入されたと考えられる。いずれにしても、人間集団と奉仕先を分けて考えた場合、人間集団を供給したと想定される三島県主氏の拠点近くに「田部」や「五百住」が位置することは、当初凡河内直氏が差配していた人間集団の供給に、三島県主氏が関与したことを暗示していると思われるが、これをもって竹村ミヤケにおける奉仕先が芥川左岸に及ぶと考えるのは慎重であるべきだろう。すなわち、人間集団の供給元は三島県主の拠点を中心に分散する可能性はあるが、奉仕先は別にあったとみることも可能であろう。さらに、古墳時代の開発ターゲットは低地部であり、それが段丘上にまで及ぶという考古学的な証拠は現状ではないと指摘される（笹栗 2020）。段丘上に位置する「太田」や「富田」などの安威川左岸の関連地名についても、その由来を 6 世紀のミヤケに求めるのは難しいであろう（註 8）。以上のことから、現状において竹村ミヤケは、安威川右岸の地域を中心に諸施設が立地していたと考えるのが穏当であろう。

また、穂積については、近世において安威川に設けられた一ノ井堰によって取水する村に挙げられず、佐保川や村内に造成した松沢池より取水し

ていたと考えられ（飯沼 2016）、地理的には安威川流域の桑原や耳原とはやや離れる。現代においても、上穂積、中穂積、下穂積と分けられ、千里丘陵裾部の山林を含み広域に残る近世村名由来の地名と考えられる。慶長 10 年（1605 年）の摂津国絵図には「北ホヅミ」が見えるのみであり、古代穂積郷の範囲や、近世までの地名の変遷が不明である。本稿においては、地名として関連するとすることは保留したい（註 9）。

4. 竹村ミヤケと殖村駅設置

ミヤケと駅家の関係について松原弘宣氏は、ミヤケが後の駅路上に置かれた例が多いことを示した上で、ミヤケに馬による交通機能が備わっていたことを指摘し、『日本書紀』推古 15 年（607 年）条を契機にミヤケが早馬を用意する「屯倉早馬制」が制度化され、大化以後、この機能の評家への吸収と独立によって令制駅家の成立を説明された（松原 2009）。また、永田英明氏は、駅戸や駅起田といった経済基盤や労働力を付属させた駅家経営のモデルを、いわゆる「後期型ミヤケ」の経営方式に求められる（永田 2004a）。これらを受けて市氏は、駅家がミヤケの諸施設を継承した側面を評価すべきであるとする（市 2022c、2023）。この点について、先の検討を踏まえ、竹村ミヤケと殖村駅との関係について、具体的に検討したい（註 10）。

まず、殖村駅の経営と竹村ミヤケの経営を比較検討したい。殖村駅の経営については、具体的史料を欠き不明とせざるをえず、令制駅家一般の理解を当てはめざるを得ない。永田氏は、古代の駅家は施設としての駅家に人的基盤としての駅戸と財政基盤としての駅田、駅稻などを集約的に付属させた「ヤケ」であるとし、個々の駅家に戸籍成巻単位となる駅戸集団が形成されていたことなどから、郡内において個々の駅家経営の規模に応じた駅子数を確保するという編成原理があったとされる。また、駅戸は駅家業務を完遂するために、駅家を拠点に集住し、特殊な本貫地支配を受けていたとされる（永田 2004b、2013）。ただし、殖村駅は厩牧令が規定する大路 20 疋以上に駅馬を有していた（高村 2020）。駅馬が多いということは、それを飼養する駅子や駅戸も多く必要であり、経営体の規模は大きくなる。駅家近くに保有する

駅田も大路4町以上に必要であった可能性もあろう（註11）。殖村駅を考える場合、この点に留意する必要があると考える。

このような駅家経営に対し、竹村ミヤケはどうかであろうか。先述のとおり、竹村ミヤケの経営については、凡河内氏と三島県主氏が関与したと考えられる。さらに労働力は三島における徴発だけではなく、凡河内直氏が徴発する河内県の私有民であり、農繁期に限って徴発され本拠地を離れ労働した。少なくとも竹村ミヤケにおいては、永田氏が想定するような、ヤマト王権を構成する氏族が労働力を戸籍や帳簿の管理を通じて把握するなどの構造は読み取れない。仁藤氏は、「後期ミヤケ」について、その運営は国造の人格的な在地支配能力により徴発した労働力に依拠するものであったと理解され、専属農民としての田部は未発達であったとされる。さらに、永田氏が注目された白猪屯倉の「田戸」や「田部丁籍」についても、通説的な律令的籍帳支配を前提とする評価は疑問であるとされる（仁藤2012）。駅家の経営方式は、駅制を支えるという単一の目的を設定し、奉仕の拠点と人間集団の関係を一对一に明確に固定化させ、集約的に形成されたものである。仁藤氏のミヤケ理解に従うならば、先進的なミヤケ経営をモデルとして駅家に取り入れられたと考えるよりは、「ヤケ」の性格を基軸に評制以後の地方支配制度の進展によって形成された部分が多いと考えられるのではないだろうか。

次に、三島における地方支配の変遷を具体的に検討し、ミヤケが有していたと想定される早馬提供機能の先行きについて検討したい。竹村ミヤケが早馬を提供する機能を保有したとするならば、その機能を継承したと考えられる三島評や、それが分割された三島上評、三島下評を検討する必要がある。大化の立評によって三島評が立てられたと思われるが、それが上下分割され三島上評、三島下評が成立したと考えられる。「島上郡」「島下郡」の初見が史料1であるため、大宝令をその契機と見る向きもあるが、それ以前に上下分割していたと考えられる（荒井2009、市2022b）。

三島評が成立したときミヤケは再編されたと考えられる。このとき竹村ミヤケ経営の基盤に対してどのような処理がなされたかは不明であるが、少なくともその経営にあっていた三島県主氏が

後に島上郡の郡領氏族として見え、凡河内氏の差配のもと動員された「河内県」の田部が、三島県主氏の拠点近くに定住したと想定されることから、その労働力は三島県主氏のもとに温存されたのであろう。『日本書紀』大化2年（646年）3月辛巳条には、「国造之馬」や「田部之馬」が見え、馬を提供する機能は国造や田部に付属したと考えられる。馬を提供する機能の主力についても、三島県主氏の主導のもと三島評家に引き継がれたであろう。それらの人的基盤や機能は三島評が上下分割された時にも、三島県主氏が主導する三島上評に所属したと想像される。その際、竹村ミヤケの拠点であった安威川右岸を中心とした土地は、三島下評に組み込まれた。このように、かつてのミヤケの基盤は労働力と土地が三島上評と三島下評に分割されたと考えられる。

以上のように考えた場合、殖村駅設置において、少なくとも人的基盤は竹村ミヤケを継承するものではなかったと想定される。島下郡の桑原や耳原の田地についても、令制の屯田、官田に引き継がれたと考えられることは先学の指摘するところである。現状において、和銅4年の殖村駅の設置に際して、かつての竹村ミヤケの経営基盤を継承したと積極的に想定することは難しいであろう。

ただし、史料や地名として遺存せず、その存在を窺い知れない竹村ミヤケの人的基盤や土地、施設が存在した可能性を否定するものではない。さらに言及するならば、安威川右岸地域に拠点を持っていたと思われる耳原古墳などを築造した集団や、鎌足が別業や墓を築く前提となった集団が竹村ミヤケとどのように関係したかは不明である。今後の調査研究の進展を俟って再度検討したい。

5. むすびにかえて

以上、殖村駅設置の前史を竹村ミヤケとの関係において検討した。和銅4年当時の島下郡には、開発された田地やクラが立地するなど、条件が整っていた可能性はあるが、かつての竹村ミヤケの基盤と殖村駅設置とは関連の薄いものであったと推測した。殖村駅の設置は、史料1が示すように、平城遷都により設置されたが、その際の施設としての駅家や駅戸編成は、前代の竹村ミヤケとは切り離して検討する必要がある。殖村駅の具体的な位置が明確ではないため、既存集落が存在したか

どうかについては不明であるが、永田氏は令制駅家の新設に際して、既存の集落がなければ強制的な移住が行われたと想定される（永田 2004b）。平城遷都に伴う殖村駅の設置は、その基盤の創出を含めて島下郡に大きな変動をもたらしたと考えられるであろう。

本稿において、憶測に憶測を重ねたように、史料制約が大きく、具体的な殖村駅設置時の在地的変動など不明とせざるを得ない点は数多い。今後、多角的に検討し焦点を絞っていくことによって、その実態を幾許かでも明らかにしていきたい。

註

- 1) 引用史料の訓点や引用符号等は筆者がその理解に基づいて付した。
- 2) 富田や宮田も同様に考えられる可能性が指摘されている（櫛木 2012、市 2022a など）。
- 3) 史料 3 を除いて、管見の限り最も古く遡って確認できるのは、慶長 10 年（1605 年）の撰津国絵図である。この絵図に「桑原」が現在の桑原の位置に 2 箇所認められる。史料 3 には上下に分割しているようなので、上下に近接して「桑原」が見えるのは興味深い。17 世紀半ばに安威村から分村したことが知られるため、分村以前に当該地に「桑原」という名が付けられていたと考えられる。
- 4) 村明細帳については、茨木市史編さん委員会 2010 『新修茨木市史資料集 14 村明細帳』茨木市を参照した。また、勝尾寺文書や常称寺文書については、茨木市史編さん委員会 2003 『新修茨木市史』第 4 巻史料編古代中世 茨木市を参照した。
- 5) 桑原村誌は桑原村の地味を「質膏腴ニシテ稲梁ニ宜シ」とする。実態はさておき、史料 2 の「膏腴」という文言をそのまま使用していることに注意したい。
- 6) 『撰陽群談』には「世俗美奈原と称し、皆原に作る」とあり、近世には「みなはら」と呼ばれたことが知られるが、文安 2 年（1445 年）の『常称寺文書』「総持寺散在所領取帳写」に「ミノ原ノ北畠」が見え、15 世紀半ばには「みのはら」と呼ばれていたことがわかる。
- 7) 6 世紀ごろに鑿丁が季節的に充てられたことや、優れた鉄クワを持ち、土木工事にも従事したと考えられること、凡河内氏と渡来人との関係などの史料より指摘されたことが、安威遺跡や安威城跡の調査

成果と符合することが多く、三好氏は慎重に言及されているが、積極的に関連づけるのもあながち間違いではないであろう。

- 8) 「太田」については、『播磨国風土記』揖保郡太田里条に、呉勝が紀伊国名草郡太田村に渡来し、その集団が撰津国三島賀美郡に移ったとあることから、人間集団の移動に由来すると考えるのが穏当ではないだろうか。
- 9) 『日本地理志料』穂積郷の項は、沢良宜や真砂周辺までをその範囲と捉える。また、慶長撰津国絵図に見える「北ホヅミ」などから、従来の穂積の範囲は、現在より南に中心があった可能性も考えられる。この場合、「三宅」や東奈良遺跡周辺に比定される鎌足の別業に近接する可能性もある。
- 10) 松原氏や永田氏も述べるとおり、大化前代のミヤケが駅家になったわけではなく、両者は明確に区別されるものである。
- 11) 田令 33 駅田条によれば、大路 4 町、中路 3 町、小路 2 町の駅田が駅の近くに設定される。駅馬数と単純な比例計算はできないが、駅馬数及びそれに比例する経営規模によって、その財源である駅田の規模が決定されていると考えられる。

参考文献（五十音順）

- 網伸也 2005 「淀川水系のミヤケ」『月刊 考古学ジャーナル』533 ニューサイエンス社 pp. 5-10
- 荒井秀規 2009 「領域区画としての国・評（郡）・里（郷）の成立」『古代地方行政単位の成立と在地社会』奈良文化財研究所 pp. 171-212
- 飯沼雅行 2016 「水の利用と水論」『新修茨木市史』通史Ⅱ 茨木市 pp. 712-753
- 市大樹 2019 「子代離宮と小郡宮-難波長柄豊碓宮遷居への道程-」『歴史・民族・考古学論攷（Ⅰ）』大阪・郵政考古学会 pp. 24-70
- 市大樹 2022a 「6 世紀の三島地域」『新修撰津市史』撰津市 pp. 275-312
- 市大樹 2022b 「律令国家の形成と三島地域」『新修撰津市史』撰津市 pp. 314-430
- 市大樹 2022c 「古代交通の展開と三島地域」『新修撰津市史』撰津市 pp. 432-469
- 市大樹 2022d 「三島地域における田地利用の展開」『新修撰津市史』撰津市 pp. 314-430
- 市大樹 2023 「畿内の駅家と駅路」『畿内と近国』KADOKAWA pp. 134-172

- 茨木市史編さん委員会 2004『新修茨木市史』第8巻 史料編地理 茨木市
- 茨木市立文化財資料館 2016『絵図で楽しむ茨木—江戸時代の村を巡る—』茨木市教育委員会
- 彌永貞三 1980「大化以前の大土地所有」『日本古代社会経済史研究』岩波書店 pp. 1-46
- 上田長生 2016「近世的村落の形成とそのしくみ」『新修茨木市史』茨木市 pp. 87-128
- 大阪府教育委員会 2008『桑原遺跡—安威川ダム建設事業に伴う桑原地区の調査—』大阪府教育委員会
- 門脇禎二 1991「七世紀の人民とミヤケの「廃止」」『大化改新』史論』下巻 思文閣出版 pp. 180-205 (初出は1974年)
- 狩野久 1977「三島の地域豪族とミヤケ」『高槻市史』第1巻 本編 I 高槻市役所 pp. 335-341
- 櫛木謙周 2012「三島竹村ミヤケ」『新修茨木市史』第1巻通史 I 茨木 pp. 455-464
- 栄原永遠男 2022「難波屯倉と古代王権—難波長柄豊碕宮の前夜—」『難波古代史研究』和泉書院 pp. 3-24 (初出は2017年)
- 笹栗拓 2020「摂津・河内における大型前方後円墳の築造と周辺集落」『地域研究に基づく古墳時代の集落構造と社会』考古学研究会関西例会 pp. 1-42
- 高村勇士 2020「島下郡殖村駅家を考えるために—畿内の駅家と35疋の駅馬—」『茨木市立文化財資料館館報』第5号 茨木市立文化財資料館 pp. 14-20
- 高村勇士 2021「島下郡殖村駅家を考える1—研究史の整理—」『茨木市立文化財資料館館報』第6号 茨木市立文化財資料館 pp. 34-39
- 館野和己 1978「屯倉制の成立—その本質と時期—」『日本史研究』第190号 日本史研究会 pp. 1-30
- 館野和己 1991「ミヤケ制再論」『奈良古代史論集』第2集 奈良古代史談話会 pp. 13-22
- 館野和己 1992「畿内のミヤケ・ミタ」『新版古代の日本⑤ 近畿 I』角川書店 pp. 191-220
- 徳丸始朗 1970「考古学と花粉分析—とくに高槻周辺の遺跡に関して—」『考古学と自然科学』第3号 日本文化財科学会 pp. 37-48
- 富田卓見 2021「耳原遺跡の建物群・馬埋葬土坑・硯—殖村駅比定地をめぐって—」『茨木市立文化財資料館館報』第6号 茨木市立文化財資料館 pp. 27-33
- 直木孝次郎 2009「難波の屯倉」『古代難波とその周辺』直木孝次郎古代を語る 10 吉川弘文館 pp. 198-221 (初出は1976年)
- 永田英明 2004a「古代駅家の成立」『古代駅伝馬制度の研究』吉川弘文館 pp. 162-198 (初出は1999年)
- 永田英明 2004b「駅伝馬制経営の基本構造—駅戸の編成を中心に—」『古代駅伝馬制度の研究』吉川弘文館 pp. 199-240 (初出は1993年)
- 永田英明 2013「九世紀山麓駅家の経営—駅戸制度のオモテとウラ—」『古代山国の交通と社会』八木書店 pp. 115-140
- 仁藤敦史 2012「古代王権と「後期ミヤケ」」『古代王権と支配構造』吉川弘文館 pp. 170-209 (初出は2009年)
- 馬場基 1996「駅と伝と伝馬の構造」『史学雑誌』第105編第3号 史学会 pp. 70-92
- 馬場基 1997「駅制の基本的性格と成立について」『古代交通研究』第7号 古代交通研究会 pp. 19-38
- 原口正三 1978「上田部遺跡」『高槻市史』第6巻 考古編 高槻市役所 pp. 138-145
- 菱田哲郎 2012a「太田茶臼山古墳と五世紀の茨木」『新修茨木市史』第1巻通史 I 茨木市 pp. 381-396
- 菱田哲郎 2012b「古代寺院の成立と地域社会」『新修茨木市史』第1巻通史 I 茨木市 pp. 522-532
- 松原弘宣 2009「令制駅家の成立過程について」『日本古代の交通と情報伝達』汲古書院 pp. 63-105 (初出は1988年)
- 丸山竜平 1975「河内の開発における二つの画期—溝渠の築造と県、屯倉の成立をめぐって—」『日本史論叢』第5輯 日本史論叢会 pp. 41-74
- 溝口優樹 2019「凡河内国造の成立」『続日本紀研究』第415号 続日本紀研究会 pp. 1-21
- 森田克行 2017「藍原の開発とヤマト王権—太田茶臼山古墳の築造から竹村屯倉まで—」『太田茶臼山古墳の時代—王権の進出と三島—』高槻市立今城塚古代歴史館 pp. 5-18
- 吉田晶 1973a「県及び県主—摂・河・泉を中心として—」『日本古代国家成立史論—国造制を中心として—』東京大学出版会 pp. 173-241
- 吉田晶 1973b「凡河内直氏と国造制」『日本古代国家成立史論—国造制を中心として—』東京大学出版会 pp. 243-293